湧別町通学路交通安全プログラム

通学路の安全確保に関する取組の方針

令和2年11月 (令和4年6月改訂) (令和6年1月改訂)

湧別町教育委員会

1 プログラムの目的

全国で登下校中の児童生徒が死傷する交通事故が相次いで発生したことから、各学校の 通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関 係機関で協議してきました。

湧別町教育委員会では、引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し「湧別町通学路交通安全プログラム」を策定しました。 今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2 通学路の安全推進体制

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとして、本プログラムを策定しました。

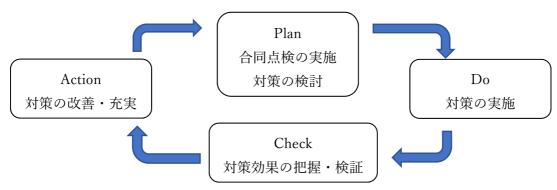
- (1) 北海道北見方面遠軽警察署
- (2) 北海道開発局網走開発建設部遠軽開発事務所
- (3) 北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部遠軽出張所
- (4) 湧別町校長会
- (5) 湧別町建設課
- (6) 湧別町住民税務課
- (7) 湧別町教育委員会

3 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するために、緊急合同点検後も合同点検を継続するととも に、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組を PDCA サイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図ります。



(2) 合同点検の実施体制

小・中・義務教育学校通学路の安全確保のため、必要に応じて合同点検を実施します。

- ・各学校において通学路の点検を実施し、対策効果を聞き取る際にあわせて、危険箇所の報告を受け、その状況に応じ重点箇所を設定し、合同点検を実施します。
- ・合同点検は、各学校ごとに、学校、警察、道路管理者、自治体等が参加し行います。

(3) 対策検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など、必要に応じて実施検討します。

(4) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているか、各学校に聞き取りを実施し効果の把握に努めます。

(6) 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果の検証を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4 箇所図・箇所一覧表の公表

点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するため、学校地域ごとの「対策 一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。

通学路安全対策箇所一覧表(合同点検実施箇所)

	学校名	箇 所	通学路の状況・危険の内容	対策	合同点検日	事業主体
1	上湧別小学校	道道336号線×屯市西 一条道路交差点	見通しが悪く、 車輌の往来が多く危険	歩道上の看板を撤去または移転し、見通し の確保。 横断歩道の始まりに待機場所の設置。 横断歩道上を通行するなど、児童には注意 喚起、指導を継続して行う。	令和2年10月2日	湧別町・北海道・ 小学校
2	上湧別小学校	屯田市街地西一条通り交 差点	歩行者(児童)が止まれの表示 に気づかない。	歩道に止まれの表示をペイントし、児童に は横断の際の注意喚起、指導を継続して行 う。	令和3年9月9日	湧別町・小学校
3		屯田市街地西一条通りと 道道336から1本学校側 道路との交差点	とららにも止まれの標識かない ので止まらずに通行する車が多	歩道に止まれの表示をペイントし、児童には横断の際の注意喚起、指導を継続して行う。 校内を抜け道としないよう周知し、通行禁止とする。	令和3年9月9日	湧別町・小学校
4	中湧別小学校	泉団地三叉路	交差点が変則で横断に注意が必 要。車両の往来に注意が必要	道路の横断方法の指導を継続して行う。		小学校
5		町道10号線×東1条 交差点	登下校時間における交通規制 (速度制限) が必要な箇所	40キロ制限済。標識が見やすように周辺の木の枝払いを行う。 児童への注意喚起、指導を継続して行う。 10号線を横断する際は、信号のある国道 で渡るように指導する。	令和2年10月2日	湧別町・小学校
6	中湧別小学校	町道10号線×東2条 中保駐車場交差点	登下校時間における交通規制 (速度制限) が必要な箇所			
7	中湧別小学校	町道10号線 百年広場交差点	登下校時間における交通規制 (速度制限) が必要な箇所			

	学校名	箇 所	通学路の状況・危険の内容	対策	合同点検日	事業主体
8	中湧別小学校	湧別高校前 T 字路	((は) (()) (()	児童への注意喚起、指導を継続して行う。 10号線を横断する際は、学校前の横断歩 道を渡るように指導する。	令和2年10月2日	小学校
9	開盛小学校	小学校前道路	大型トラックが頻繁に通る。	「通学路注意」看板の設置。40キロ標識の 交換。児童には通行について注意喚起、指 導を継続して行う。	令和3年9月9日	湧別町・小学校・ 警察
10	富美小学校	道道336号線 富美小学校から上富美方 向	歩道と車道の区別が無いなど、 歩道の整備が必要な箇所	区画線の引き直しを行い、児童には通行に ついて注意喚起、指導を継続して行う。 「学校あり」標識の設置。	令和2年10月2日	北海道・小学校
11)	富美小学校	道道336号線 富美小学校から上富美方 向	通学路を表示する標識が見えづらい。	草刈り実施	令和3年9月9日	北海道
12	富美小学校	道道336号線熊野沢付 近	横断歩道が設置されていない箇 所	「横断注意」看板の設置。児童には通行に ついて注意喚起、指導を継続して行う。	令和3年9月9日	北海道・小学校
13	富美小学校	岩渓橋付近	大型車が頻繁に通る。「通学 路」の看板が劣化。	「通学路注意」看板の設置。児童には通行 について注意喚起、指導を継続して行う。	令和3年9月9日	湧別町・小学校
14)	ゆうべつ学園	町道3号線	道路幅が狭く、歩道がない箇所 がある	通学路の変更	令和3年9月9日	ゆうべつ学園

通学路安全対策箇所一覧表(合同点検実施なし)

	学校名	箇 所	通学路の状況・危険の内容	対 策	合同点検日	事業主体
15	開盛小学校	開盛跨線橋信号機から 小学校まで	通学路標識が未設置	「通学路注意」看板の設置。児童には注意 喚起、指導を継続して行う。	1	湧別町・小学校
16	開盛小学校	国道242号線と開盛市 街地交差点	交通量が多い	ボランティアによる見守り活動。児童には 注意喚起、指導を継続して行う。	ı	小学校
1		湧別町栄町 コンビニエンスストア前 歩道	車の出入りが多く危険			
18)	ゆうべつ学園	湧別町市街地	住宅街で、信号もなく見通しの 悪い交差点が多い	児童・生徒には注意喚起、指導を継続して -行う。	_	ゆうべつ学園
19		 海岸・港付近 	悪天候時など危険			
20		2号(道道656号線)×東1 線交差点	見通しが悪く危険			
21)	上湧別中学校	上湧別屯田市街地、北兵 村、南兵村付近、開盛	歩道と車道の区別がない箇所、 街灯がない箇所、道幅が狭い箇 所があり危険	生徒には注意喚起、国道を通って登下校す るよう指導を継続して行う。	-	中学校
22	芭露学園	道道遠軽芭露線 芭露教員住宅前	横断歩道が設置されていない箇 所があり危険	児童・生徒には注意喚起、指導を継続して 行う。	-	芭露学園
23	中湧別小学校	西 1 条道路	歩道がない箇所があり、また、 見通しの悪い交差点が多い	- 児童には注意喚起、指導を継続して行う。	-	小学校
24	中湧別小学校	国道242号線	交通量が多い			
25	上湧別中学校	道道336号線上湧別橋	歩道がなく道路幅が狭い。大型 車が通るため危険	児童・生徒には注意喚起、指導を継続して 行う。道路設置者に歩道の設置を継続して 要望。	-	中学校・北海道

